平成２７年（フ）第２９号
青森市大字筒井字八ツ橋838番地
債務者　工藤　亜希
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
青森県上北郡野辺地町字中道17番地２
債務者　天間　拓也
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
神奈川県中郡大磯町国府本郷304番地５
債務者　清水　和香
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６０号
神奈川県秦野市新町10番17－５号
債務者　小島　奈々（旧姓魚地）
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７１号
神奈川県小田原市扇町５丁目３番13号
債務者　花岡　信治
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１４３号
名古屋市瑞穂区桃園町２番３－1126号　堀田団地
債務者　濱口　隆子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１６号
名古屋市西区南川町83番地　高井ビル202号
債務者　新垣　　栄
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４６号
名古屋市千種区松軒２丁目12番14号　Ｋ・ＧＯＴＯビル３Ｄ号、従前の住所名古屋市中村区黄金通５丁目15番地　ステージア黄金201号室
債務者　吉岡孝一郎
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４号
東京都八王子市大和田町３丁目19番４号サンアネックス206号
債務者　田中　　強
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７２１号
大阪府寝屋川市美井町６番１－303号
債務者　藤本　尚子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８号
熊本県八代市高島町4536番地　高島団地５－４
債務者　北野　憲子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月23日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第８８号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目33番地の３レジデンスミツトヨ101号
債務者　會田　長敏
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３号
栃木県栃木市平柳町３丁目45番９号　レオパレス平柳110号室、従前の住所栃木県下野市駅東４丁目17番２号
債務者　髙橋　博幸
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第５９号
栃木県日光市大室2035番地５
債務者　篠原　克彦
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４４号
岡山市中区四御神836番地市営住宅Ｃ506－18
債務者　元木　瑠意
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２号
岡山市中区桑野529番地13
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部